

初めての ボランティア清掃



① こんなときは…

家の前の側溝に泥がたまって嫌な臭いがするわ…。
道端の雑草が伸びてる…。



② 区役所へ



事前に区役所にご相談ください。市では一斉清掃で集めたごみの収集や、ごみを拾うためのトング、側溝のふたを上げる器具の貸出しなどを行っています。

③ 収集を依頼



ごみの収集にはボランティア清掃計画書の提出が必要です。
清掃活動にかかった費用を助成する「地域清掃活動費等補助金」(→P7)の申請をする場合は、事前協議が必要となりますので、お申し出ください。

④ 準備をしよう



清掃に必要な物品を購入する際は補助金の申請に必要となりますので購入した物品の詳細が分かる領収書またはレシートを保管しておいてください。



初めての ボランティア清掃



⑤ 清掃当日



開会式などを行って、町内会・自治会の一体感を醸成するのも良い方法です。燃やすごみ・燃やさないごみなど、分けて集めてください。
枝は、1本当たり、長さ50cm・直径10cm以内のサイズにしてください。
清掃活動中の写真撮影も忘れずに!
(→P13)

⑥ ごみの回収



ごみは事前に提出されたボランティア清掃計画書に基づき回収します。
(市が管理する道路の側溝清掃で発生した泥の回収は、区役所の建設課に依頼してください。)

⑦ 補助金の申請



区役所に補助金の申請をしましょう。
申請書は、新潟市のホームページに掲載しているほか、区役所で配布しています。(→P7)

⑧ 補助金の交付



補助金の額が確定すると、「地域清掃活動費等補助金交付決定及び確定通知書」が申請者宛てに郵送され、補助金が入金されます。この補助金を受けた場合は、その旨を町内会・自治会の総会、回覧などで公表してください。

ボランティア清掃の流れ

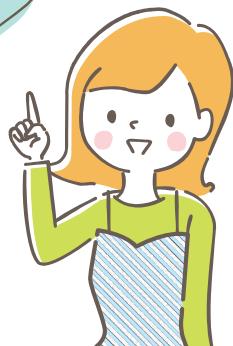
1 計画を立てましょう

● どのような清掃活動、美化活動をする？

地域の道路のごみ拾い・草刈り、町内会・自治会の側溝清掃、歩道の植栽・清掃、海岸の清掃など

※原則、建物の入居者のみが使用する共有スペースなど、私有地の清掃は対象外です。
※公園愛護活動や緑化活動推進事業など、他の補助金等を活用した活動しか行っていない場合は対象外です。

※海岸・川岸など初めて清掃活動を行う場所では、活動範囲やごみの集積予定場所などを事前に確認しておきましょう。



● 実施日はいつ？

町内会・自治会・その他団体で決めて実施する。
市や地域が決める一斉清掃に合わせて実施する、など

● お知らせの方法は？

チラシを作成し、町内会・自治会の回覧でお知らせする、各家庭に配布する、など

2 準備をしましょう

● ボランティア清掃計画書を区役所に提出しましょう。（→P6）

ボランティア清掃計画書は、集めたごみの収集を市に依頼するために必要です。
計画書の提出がないとごみの収集はしませんので、必ず提出してください。
また、ごみを拾うトングの貸出しやごみ袋の提供も行っています。

● 事前協議をしましょう。（→P7）

補助金の申請を予定している場合は、区役所での事前協議が必要です。
事前協議は、購入する物品などが補助対象になるか確認するものです。

● チラシを作成するなど、活動を周知しましょう。

開催日時、集合場所、活動内容、活動場所などを記載したチラシを作成し、周知しましょう。

● 活動に係る物品などを購入しましょう。

清掃用具（ごみ袋、軍手、鎌、土のう袋など）を購入しましょう。補助金の申請には買った品物が分かる領収書またはレシートが必要です。

● 器具の借り受け

ボランティア清掃計画書でトングなどの貸出しを希望した団体は、指定された日に受け取りに行きましょう。側溝清掃用の蓋上げ機は、各区役所で借りることができますので、事前に相談しておきましょう。

ボランティア清掃の流れ

③ 清掃当日の注意点

分別の例

- 事故や怪我のないよう注意して清掃してください。
- 集めたごみは区役所の指示に従って分別してください。
- 枝葉は、1本当たりの長さ50cm・直径10cm以内のサイズにしてください。
- 切った枝葉は縛ってください。
- 集めたごみは、収集しやすい場所に置いてください。
- 補助金の申請に必要な写真を撮りましょう。活動の内容を確認するため、参加者が歩道や側溝など公共の場所で美化活動をしている写真を添付する必要があります。
(詳しくはP13、Q5を参照)



燃やさぬごみ



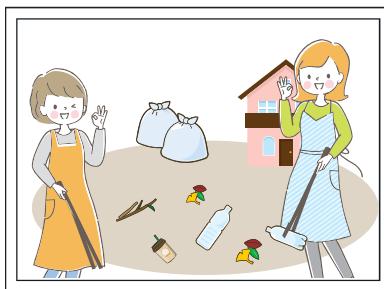
燃やすごみ



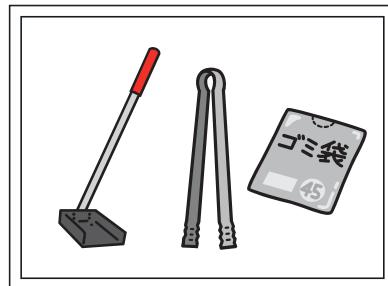
枝葉



清掃活動中の写真



清掃活動中の写真



購入した物品の写真



④ 清掃が終わったら…

- 地域清掃活動費等補助金を申請しましょう。(活動終了から1ヶ月以内かつ年度内)
申請書の様式は、新潟市のホームページに掲載しているほか、区役所で配布しています。

地域清掃活動費等補助金って??

地域環境の保全・環境美化の推進を図ることを目的として、町内会・自治会やコミュニティ協議会などの地域団体が行う清掃活動にかかる費用の一部を補助するものです。

詳しくはP7へ

集めたごみはどうするの?

～ボランティア清掃計画書を出しましょう～

ボランティア清掃計画書とは

● 清掃した後のごみの収集を依頼するものです。

● 提出しないと、ごみは収集されませんので、清掃を行う前に必ず提出してください。

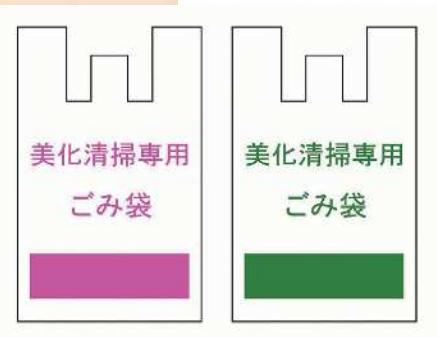
ごみを集める場所の位置図を添付してください。

※提出先は清掃場所の区役所です。冊子の裏表紙をご覧ください。

● ごみ袋の提供やトングの貸出しを併せて依頼できます。

※企業等の事業活動に伴うものは除きます。

このごみ袋はボランティア清掃のみに使用できます。
一般のごみ集積場に出すことはできません。



● 新潟市のホームページに掲載しているほか、区役所で配布しています。

No. _____ () 国	
ボランティア清掃計画書	
年 月 日	
団体又は自治・町内会名	
担当者又は自治・町内会長氏名	
連絡先	参加人数
清掃実施日 月 日 () 雨天延期の場合: 月 日	
※ 中止した場合は、必ず翌日の朝9:00までに区へご連絡してください。	
清掃実施時間 午前・後 : ~午前・後 :	
清掃場所	
ごみの回収希望の有無	有・自己処理 <回収希望日 月 日>
想定されるごみの種類 <input type="checkbox"/> 粗大ゴミ <input type="checkbox"/> 燃やさないごみ <input type="checkbox"/> 燃やすごみ <input type="checkbox"/> 草 (□にチェックを)	
※ 回収が必要な場合は、ごみ集積場所位置図を添付してください。	
※ 回收希望日につきましては、希望に添えない場合もありますのでご了承ください。	
ごみ袋とハサミの必要有無	有・無
ごみ袋 枚	ハサミ 本
用具引取り日 月 日 時頃	

★ボランティア清掃を実施する際の注意事項★

- ※必ずお読みください。
・事前にごみ集積場所や収集日程を区役所の担当課と相談し、本計画書をご提出ください。
・清掃を実施しなかった場合や集積場所の変更をした場合などは、速やかに区役所の担当課へ連絡してください。

決 裁 欄	課 長	補 佐	係 長	係	受 付
清掃事務所処理欄					
所 長	担 当	年 月 日 依頼により収集します			